

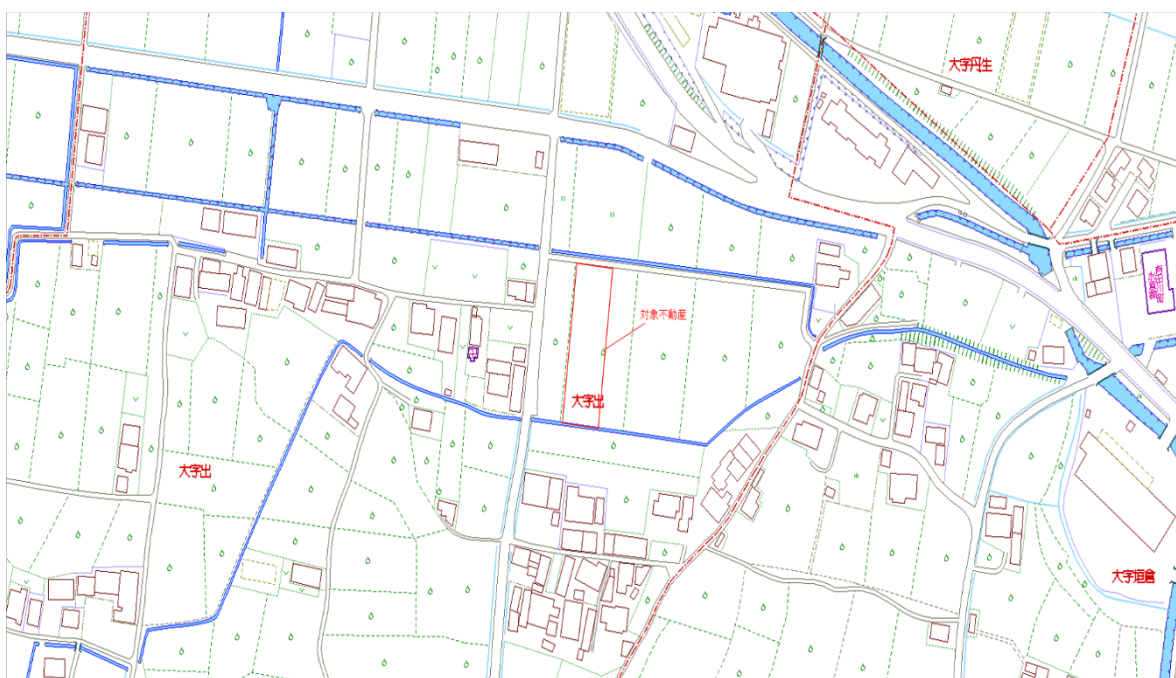
公 売 財 産 明 細 書

売却区分 番 号	機構 8 - 2	見 積 価 額	2, 0 0 0, 0 0 0 円
		公売保証金	2 0 0, 0 0 0 円
公 売 財 産 の 表 示	(不動産の表示) 所在 有田郡有田川町大字出字上ゲ土 地番 1 1 2 番 2 地目 畑 地積 1,358 m² 以上、登記簿の表示による。		
	【土地の概況等】 ●位置・交通・公共施設等への距離 対象不動産は J R 紀勢本線「藤並」駅の北東方、約 3. 1 km (直線距離) に位置し、町役場へ約 1. 6 km (直線距離)、最寄り集落へ約 3 0 0 m に位置する。 ●街路条件 北側幅員約 3 メートルの町道 (当該町道は建築基準法上の道路ではない法外道路である) に接面している。 ●環境条件 近隣地域は J R 紀勢本線「藤並」駅の北東、約 3 km (直線距離) に位置し、区画整然としてみかん畑が広がる中に一般住宅が散在する農地地域である。 ●行政的条件 (主な公法上の規制) 非線引都市計画区域 (建蔽率 : 7 0 %、容積率 : 2 0 0 %) 特別用途制限地域 ●画地条件 標準的使用 : みかん畑 標 準 区 画 : 間口約 2 5 m、奥行約 4 0 m、規模 1, 0 0 0 m² 程度の長方形画地 ●その他 ・地下埋設物の有無 外観からは特別な地下埋設物は確認されない。		

その他
公
売
条
件

- 公売財産は一括して公売します。
- 公売財産の現況や権利関係、法的規制等は、公売財産明細書等の関係資料のほか、登記簿等の公簿類、関係官庁、現地調査などで十分に内容をご確認のうえ、入札してください。
なお、現地調査に当たっては、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害しないように留意してください。現地確認は、必ずご自身で行ってください。
- 図面、現況写真等は、おおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。
- 買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。
公売財産は、買受代金納付時の現況有姿で権利移転します。
- 和歌山地方税回収機構は、引渡しの義務を負いません。
- 公売財産上にある動産等は、公売の対象外です。
- 買受人は、公売物件の明け渡し等について、占有者との協議を必要とします。
- 公売財産内には動産（残置物）がありますが、それらの撤去については買受人自身でそれら動産の所有者と協議をしたうえで行い、また、占有者等の立退きなどは全て買受人自身で行ってください。和歌山地方税回収機構は関与いたしません。
- 公売財産に隠れた瑕疵があっても、現所有者および和歌山地方税回収機構に担保責任は生じません。
- 本件は共同名義にできないため、共同入札はできません。
- 和歌山地方税回収機構は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税など）は買受人の負担となります。
また、権利移転（不動産の取得）に当たっては、不動産登記をされた名義人（所有者）の方に、県税である不動産取得税が課税されます。
- 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札結果をもって行います。
- 税の納付等により公売を中止することがありますので、入札前にご確認ください。
- 公売財産は農地であるため、入札に参加するためには買受適格証明書の提出が必要です。
- 公売期日までに買受適格証明書の交付を受けるためには、令和8年9月18日までに有田川町農業委員会へ申請する必要があります（申込日程については、有田川町農業委員会〈0737-22-4504〉へご確認ください）。
- 権利移転の時期は、農業委員会又は知事の、許可又は届出の受理があった時となります。

所 在 図



(注) 地図はおおよその場所を示しているので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。

売却区分番号：機構 8－2

対象地



公図写

売却区分番号：機構 8－2

現 況 写 真

(令和 8 年 6 月時点)



【対象物件を南側より撮影】



【対象物件の南側の水路】

(注) 赤線はおおよその境界線を示しているのので、公簿等により必ず現地調査を行ってください

売却区分番号：機構 8－2

現 況 写 真

(令和 8 年 6 月時点)



【対象物件を北側より撮影】



【対象物件の北側の水路】

(注) 赤線はおおよその境界線を示しているのので、公簿等により必ず現地調査を行ってください